

令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金に係る補助金の減額
に関する事務処理要綱

令和4年3月15日3福保高施第1976号

1 目的

この要綱は、令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和4年3月11日付3福保高施第1739号。以下「交付要綱」という。）3（5）に該当する場合において、補助金の一部を交付しない場合（以下「補助金の減額」という。）の基準、手続等に関し必要な事項を定め、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

2 対象施設

この補助金の減額となる対象施設は、運営情報等公表事業（令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和2年9月4日付2福保高施第970号）5に基づくサービス評価・改善計画加算及び同要綱13に基づく財務情報等の公表）のうち、財務情報等の公表を実施しない施設とする。

3 減額の対象年度

令和4年度

4 減額方法

交付要綱付表3-2評価加算「努力・実績加算」の補助額のとおり

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。